

鹿角市市有財産(土地)公売（一般競争入札）心得

1. 入札参加者の資格

市総務部財政課備え付けまたはホームページ掲載の入札参加申込書を期限までに提出した者。
(地方自治法施行令第167条の4（裏面参照）に定める者を除く。)

2. 入札参加申込に必要なもの

個人：印鑑（認印可）、住民票抄本、身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）

法人：印鑑、法人登記簿謄本

3. 入札保証金

①入札保証金は入札金額の100分の5以上とし、現金でのみ納付する。

②入札保証金は入札後直ちに還付するが、落札者に対しては、当該契約締結後に還付する。また、契約保証金の一部に振り替えることができる。

4. 入札

①入札金額は千円単位とする。

②入札参加者は、一旦提出した入札書の書換え、引換え、撤回をすることができない。

③今回の入札において、個人・法人の場合ともに、委任状を提出することで代理人の参加を認める。

④入札書は、物件番号・入札金額等を記入したうえで、三つ折りのA4用紙が入る封筒に入れ、封・割り印をして提出するものとし、提出先は「鹿角市長」とする。

⑤入札書及び封筒はあらかじめ3回分用意すること。

5. 入札の辞退

①入札参加者は、開札に至るまでの間いつでも入札を辞退することができる。

②入札参加者は、入札を辞退するときは、入札辞退届等を書面で提出しなければならない。

6. 入札の無効

①入札に参加する資格のない者のした入札。

②入札書の記載事項が不明瞭で判読できない入札。

③入札保証金が入札額の100分の5に満たない入札。

④同一入札参加者がなした2以上の入札。

⑤入札書に入札参加者の記名押印のない入札。

⑥金額を訂正した入札。

⑦談合その他不正行為により行ったと認められる入札。

7. 落札者の決定

①落札者の決定は予定価格(入札最低価格)以上であって最高額の者を落札者とする。

②落札となるべき同額の入札をなした者が2人以上ある場合はくじによって決定する。この場合、くじを引くことを辞退できない。

③落札者の決定は口頭をもって伝達する。

8. 再度の入札

①開札をした場合において、落札とすべき入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、再度の入札に立ち会わない入札参加者は、当該再度の入札を辞退したものとして取り扱う。

②再度の入札の回数は、原則として2回を限度とする。

③再度の入札を行うときは、当該再度の入札の直前における入札において、心得6に該当することにより無効とされる入札を行った者は、以後の執行される再度の入札に参加することができない。

9. 環境条件等

契約物件は入札日における環境条件（日照、整地状況、工作物・樹木等の状況、周辺地の利用状況、その他の環境条件）または機械の状況をもって契約するものとし、落札決定後の条件変更要求は認めないものとする。

10. 契約及び契約保証金等の納入

- ①契約締結は落札決定通知の日から5日以内とする。落札者が期限内に契約締結しない場合は、その落札の効力を失う。
- ②契約保証金は契約金額の100分の10以上とし、契約締結までに現金でのみ納入する。
- ③売買代金は、契約締結の日から20日以内に納入すること。

11. 物件の引き渡し

土地の引渡しは、売買代金納入確認後、市が所有権移転登記を行い、所有権移転の登記識別情報通知書の受領をもって行うこととし、引渡しを受けた落札者は売買物件の受領書を提出するものとする。なお、所有権移転登記にかかる費用は落札者の負担とする。

12. 入札条件

土地

- ①落札者は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員の活動のために利用する等、公序良俗に反する施設の用に供してはならない。
- ②落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する施設の用に供してはならない。
- ③市は、落札者が、上記①②の条件を違反したときは、売買契約を解除することができる。

〔参考〕地方自治法施行令

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。